

新旧対照表

(別紙)

## 【玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて  | <u>玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて</u>   |
| 標記のことについて、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」（平成 17 年政令第 289 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号。以下「関税達」という。）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。                                      | 標記のことについて、「 <u>玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令</u> 」（平成 17 年政令第 289 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号。以下「関税達」という。）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。                                     |
| 記  | 記   |
| 1　（省略）   | 1　（同左）  |
| (原産地を証明した書類の提出)  | (原産地を証明した書類の提出)   |
| 2　円すいころ軸受に係る輸入申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 2 項（（申告の特例））に規定する特例申告に係るにあっては、当該特例申告。以下同じ。）がされた場合の原産地の確認等については、次による。なお、この場合の原産地の認定については、令第 3 条の規定により、特恵関税に係る原産地の認定基準に準拠することとされているので留意する。 | 2 <u>玉軸受及び円すいころ軸受に係る輸入申告</u> （関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 2 項（（申告の特例））に規定する特例申告に係るにあっては、当該特例申告。以下同じ。）がされた場合の原産地の確認等については、次による。なお、この場合の原産地の認定については、令第 3 条の規定により、特恵関税に係る原産地の認定基準に準拠することとされているので留意する。 |
| (1) 令第 2 条第 1 項（（原産地証明書の提出））に規定する原産地証明書とは、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 27 条第 1 項（（原産地証明書））に規定する原産地証明書又は関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項（（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等））に規定する原産地証明書とし、円す   | (1) 令第 2 条第 1 項（（原産地証明書の提出））に規定する原産地証明書とは、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 27 条第 1 項（（原産地証明書））に規定する原産地証明書又は関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項（（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等））に規定する原産地証明書とし、 <u>玉軸</u>        |

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>いころ軸受に係る輸入申告がされたときは、通常の審査のほか、当該原産地証明書について、暫定令第27条第4項((原産地の証明))等に規定する正当な発給機関により発給されたものであること、暫定令第29条((原産地証明書の有効期間))等に規定する期間(有効期間)を経過したものでないこと(有効期間を経過したものであるときは、同条ただし書等の規定による税関長の承認を受けていること。)及びその記載事項を確認する。</p> <p>また、原産地証明書が提出されないときは、下記(2)に定める税関長の承認を受けていることを確認する。</p> <p>なお、郵便物に係る原産地証明書については、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 令第2条第1項に規定する「税関長がやむを得ないと認められる場合」における上記(1)に規定する原産地証明書(以下単に「原産地証明書」という。)の提出を猶予する場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 提出猶予の申請は、「円すいころ軸受に課する報復関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」(別紙様式)2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせ、提出猶予を認めたときは、提出猶予期限を記載し、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として当該輸入申告がされた日から2か月を超えない範囲で適当と認める期間とする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> | <p><u>受及び円すいころ軸受に係る輸入申告がされたときは、通常の審査のほか、当該原産地証明書について、暫定令第27条第4項((原産地の証明))等に規定する正当な発給機関により発給されたものであること、暫定令第29条((原産地証明書の有効期間))等に規定する期間(有効期間)を経過したものでないこと(有効期間を経過したものであるときは、同条ただし書等の規定による税関長の承認を受けていること。)及びその記載事項を確認する。</u></p> <p>また、原産地証明書が提出されないときは、下記(2)に定める税関長の承認を受けていることを確認する。</p> <p>なお、郵便物に係る原産地証明書については、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 令第2条第1項に規定する「税関長がやむを得ないと認められる場合」における上記(1)に規定する原産地証明書(以下単に「原産地証明書」という。)の提出を猶予する場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 提出猶予の申請は、「<u>玉軸受及び円すいころ軸受に課する報復関税に係る原産地証明書提出猶予申請書</u>」(別紙様式)2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせ、提出猶予を認めたときは、提出猶予期限を記載し、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として当該輸入申告がされた日から2か月を超えない範囲で適当と認める期間とする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> |

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(少額貨物に係る品目分類)</p> <p>3 円すいころ軸受については、関税法基本通達67－4－17（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p>                          | <p>(少額貨物に係る品目分類)</p> <p>3 <u>玉軸受及び</u>円すいころ軸受については、関税法基本通達67－4－17（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p>                                      |
| <p>(報復関税が課される円すいころ軸受の納税申告の方法)</p> <p>4 報復関税が課される円すいころ軸受に係る法第7条第1項((申告))の規定による申告については、次により行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> | <p>(報復関税が課される<u>玉軸受及び</u>円すいころ軸受の納税申告の方法)</p> <p>4 報復関税が課される<u>玉軸受及び</u>円すいころ軸受に係る法第7条第1項((申告))の規定による申告については、次により行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> |
| <p>(報復関税の端数計算)</p> <p>5 <u>円すいころ軸受（関税率表第8482.20号）</u>に対して報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。</p>                            | <p>(報復関税の端数計算)</p> <p>5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。</p> <p>(別表中の品目：関税率表第8482.10号（「<u>玉軸受</u>」の例）</p>  |

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(例)</p> <p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (協定税率))<br/> <math>2,235,263\text{円}</math> Free (無税)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>2,235,000\text{円} \times 0 = 0\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>0\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>0\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>② 報復関税 (CIF 價格) (税率)<br/> <math>2,235,263\text{円}</math> <math>4.0\%</math><br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>2,235,000\text{円} \times 0.04 = 89,400\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>89,400\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>89,400\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率)<br/> <math>2,235,263+0+89,400=2,324,663\text{円}</math> <math>4\%</math><br/> <math>2,324,000\text{円} \times 0.04 = 92,960\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>92,900\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>92,900\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率)<br/> <math>92,900\text{円}</math> <math>25\%</math><br/> <math>92,900\text{円} \times 0.25 = 23,225\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>23,200\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>23,200\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>6 ~ 7 (省略)</p> | <p>(例)</p> <p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (協定税率))<br/> <math>2,235,263\text{円}</math> Free (無税)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>2,235,000\text{円} \times 0 = 0\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>0\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>0\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>② 報復関税 (CIF 價格) (税率)<br/> <math>2,235,263\text{円}</math> <math>1.7\%</math><br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>2,235,000\text{円} \times 0.017 = 37,995\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>37,900\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>37,900\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率)<br/> <math>2,235,263+0+37,900=2,273,163\text{円}</math> <math>4\%</math><br/> <math>2,273,000\text{円} \times 0.04 = 90,920\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>90,900\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>90,900\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率)<br/> <math>90,900\text{円}</math> <math>25\%</math><br/> <math>90,900\text{円} \times 0.25 = 22,725\text{円}</math> (端数処理前)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>22,700\text{円}</math> (端数処理後)<br/> <math>\downarrow</math><br/> <math>22,700\text{円}</math> (納付税額)</p> <p>6 ~ 7 (同左)</p> |